

令和6年10月28日招集

令和6年 第10回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第10回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第10回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和6年10月28日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇功	19番	菅原繁治

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について

第5 報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について

第6 議第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第7 議第61号 事業計画変更承認申請について

第8 議第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議第63号 農用地利用集積計画について

第10 農地あっせん委員会の報告

第11 農地転用委員会の報告

第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	深瀬 忠	農政主査兼係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第10回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は、12番 寒河江一浩委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番 大江弘哉委員、4番 留場美佐委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第9回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第63号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

令和6年、第10回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は4件です。

報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 4 番 申請者住所氏名：東根市大字泉郷●●●●● ●●●●●。転用しようとする土地の表示 土地の所在：大字泉郷元万善寺字西戸●●●●●、地目：畑 面積：509 m²の内 157.76 m²。土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農作業場（鶏舎）の設置、所要面積：農作業場（鶏舎）157.76 m²であります。

以下、受付番号 5 番から 7 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1 件であります。

報第 13 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 86 番 土地の所在：大字長瀬字草野●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,535 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●● ●●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●● ●●●●●、解約後の利用：第三者に賃貸借となります。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、8 件です。

議第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 100 番 土地の所在：大字若木字野川向●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,806 m²ほか 4 筆。譲渡人住所氏名：東根市中央南一丁目●●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：80 a。譲受人住所氏名：神奈川県横須賀市●●●●● ●●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 101 番から 104 番の 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 105 番 土地の所在：大字蟹沢字西●●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：1,164 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●● ●●●●●、事由：労力不足、経

営面積：35 a。借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：9 aであります。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 106 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：12,142 m²ほか3筆。貸人住所氏名：東根市神町営団中通り●●●● ●●●●●、事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：179 a。借人住所氏名：東根市神町営団中通り●●●● ●●●●●、事由：期間満了につき再設定、経営面積：179 aであります。

以下、受付番号 107 番の1申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1件であります。

議第61号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和51年9月30日付け51構改B第1939号農林省構造改善局長通知、に該当するので本会の意見を求めるものであります。10頁をお開き下さい。
事業計画変更承認申請関係

受付番号5番 当初計画者住所氏名：尾花沢市新町四丁目●●●● ●●●●。承継者住所氏名：東京都江東区森下三丁目●●●● ●●●●。承認を受ける土地の所在：本丸南一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：209 m²。用途：当初 貸店舗兼住宅、変更後 駐車場。備考として、農地法第5条同時申請、当初の建築計画が諸事情により頓挫したためとなります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号53番 土地の所在：本丸南一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：209 m²。貸人住所氏名：尾花沢市新町四丁目●●●● ●●●● 職業：建設業、借人

住所氏名：東京都江東区森下三丁目●●●● ●●●● 職業：自営業、転用後の主要目的：駐車場、通路他、既存事業所敷地。所要面積計 587.93 m² 備考として、賃貸借権設定、併用地ありであります。

以下、受付番号 54 番から 14 頁の受付番号 58 番の 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、事業計画変更及び農地法第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。16 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、1 計画です。

議第 63 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 47 番 土地の所在：大字長瀬字北方●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：357 m²。売人住所氏名：宮城県仙台市泉区高森二丁目●●●● ●●●●、買人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 6 年 10 月 28 日、対価、無償、引き渡し時期：令和 6 年 11 月 28 日、買人の耕作面積は 189 a であります。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 10 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 5 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、使用貸借権設定の許可申請 2 件、合計 8 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 10 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 100 番、101 番、及び 104 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 102 番、103 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 105 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 106 番、107 番の申請事由は期間満了につき再設定であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏、●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 10 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび、提案されました議題は、

事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 6 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 10 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号 5 番については、当初、貸店舗兼住宅を整備するものとして 5 条許可を受けたものですが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が、駐車場を整備するものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号53番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号54番、57番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号54番は、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で倉庫・駐車場、受付番号57番は、集落に接続して長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号55番、56番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えていることから第三種農地となりますが、受付番号55番は資材置場、受付番号56番は駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (b)」に該当

受付番号58番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります、お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15 分をめぐに、地区委員会の開会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【9 番 栗原洋幸委員】

9 番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 60 号については、新規就農及び期間満了による再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 61 号及び議第 62 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【13 番大江正好委員】

13 番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 60 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11 番阿部昇委員】

11 番阿部です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 60 号については、新規就農及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 62 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 63 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第 12 号、農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 13 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは、議第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 61 号事業計画変更承認申請について、議第 62 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 63 号農用地利用集積計画について、以上 4 案件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 60 号から議第 63 号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 60 号から議第 63 号については、許可すること、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和6年第10回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時35分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員